

様式第1号(委託)

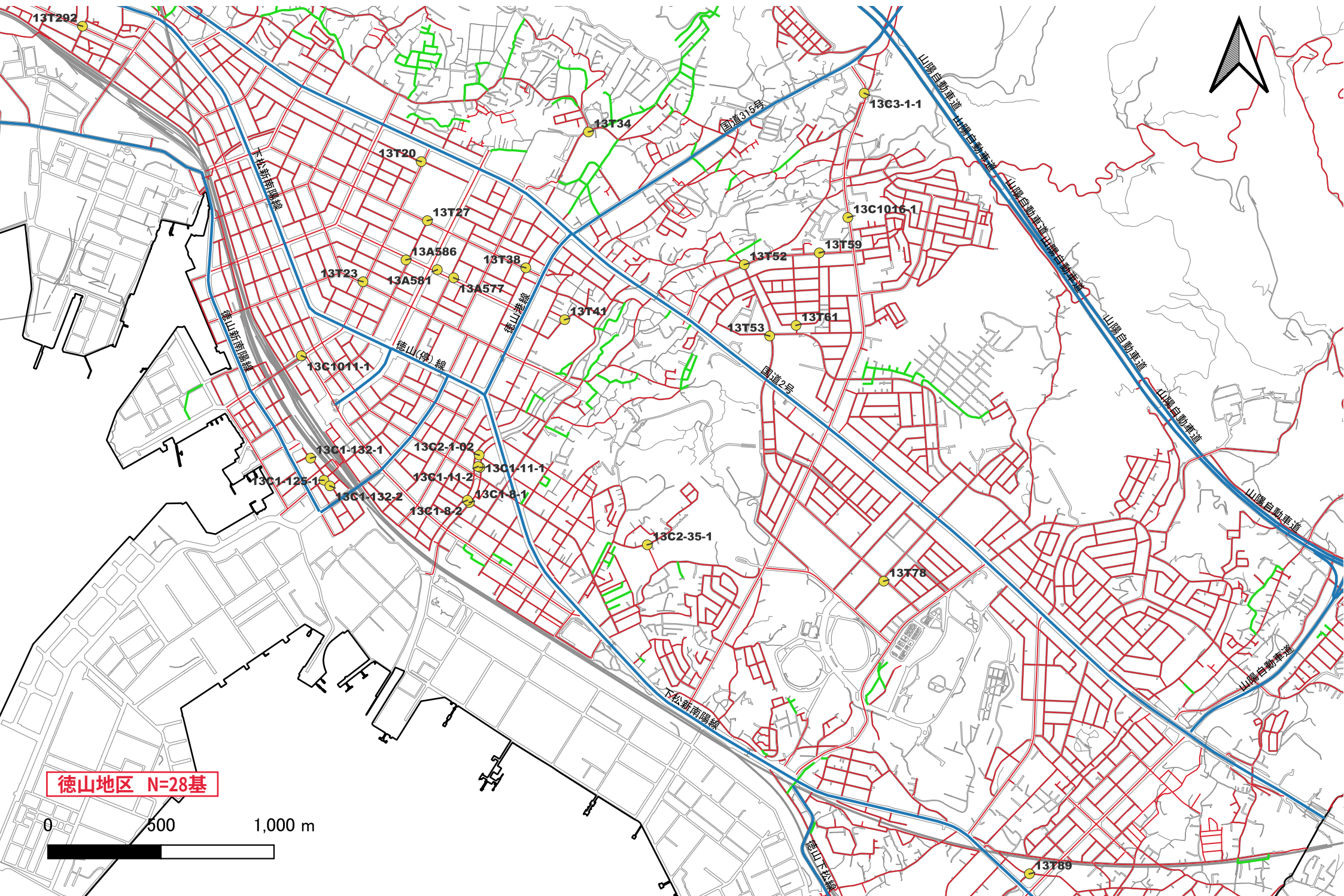
現 場 説 明 書

|             |                                 |  |
|-------------|---------------------------------|--|
| 施 行 年 度     | 令和8年度                           |  |
| 業 務 名       | 周南市道路照明施設点検業務委託                 |  |
| 業 務 場 所     | 周南市内                            |  |
| 入 札 執 行 場 所 | 周南市役所 契約監理課                     |  |
| 業 務 委 託 期 間 | 着手の時期：<br><br>完成の時期：委託日数： 120 日 |  |
| 業 務 委 託 条 件 | 別紙「業務委託条件書」のとおり                 |  |
| 業 務 の 内 容   | (業務概要)<br><br>道路照明施設点検 33基      |  |





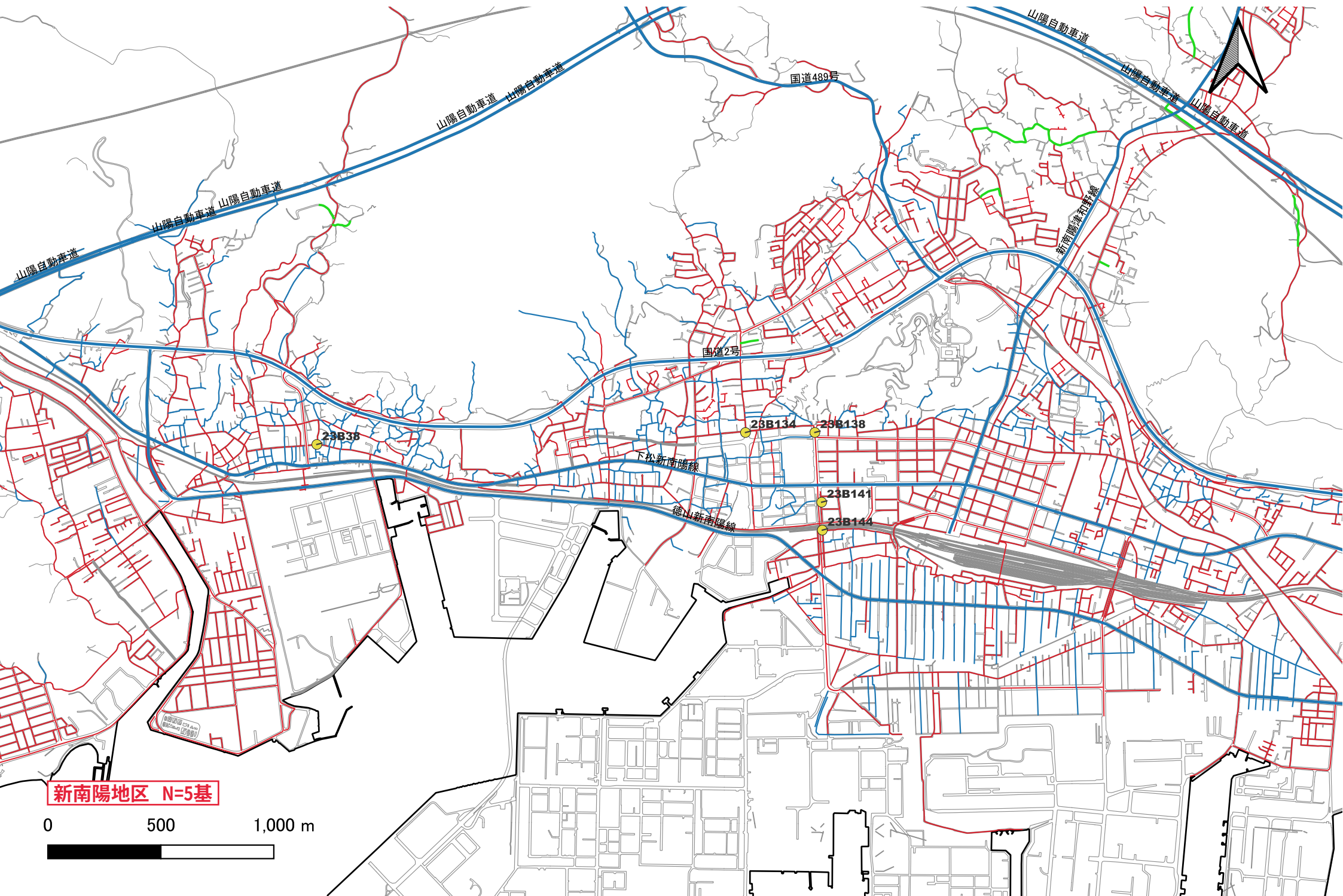




徳山地区 N=28基

0 500 1,000 m







## **入札条件及び指示事項（業務委託） 令和 8 年 6 月 1 日適用**

### **第 1 入札条件**

#### **1 入札心得**

入札参加者は、「周南市建設工事等条件付一般競争入札心得」、「周南市建設工事等指名競争入札心得」を熟知し、入札しなければならない。

#### **2 制度要領及び申請様式**

この入札に関連する制度要綱及び申請様式については、周南市財政部契約監理課ホームページに掲載するので、入札参加者は必要な書類を適宜ダウンロードして閲覧又は使用すること。

(1) 入札・契約に係る要綱等

<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/14/47462.html>

(2) 入札関係申請・提出様式

<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/14/35744.html>

(3) 契約関係・提出様式

<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/14/1947.html>

#### **3 電子入札システムの利用**

(1) 利用方法等

周南市電子入札システムを利用する者は、「周南市電子入札実施要領」に定める事項に留意すること。

また、周南市電子入札ポータルサイトのページを参照し、必要な準備等を行うこと。

(2) 代表者等を変更した場合の取扱い

電子入札システムを利用して行う入札の場合、代表者等（代表者又は受任者をいう。）の変更（死亡した場合を含む。）後に、周南市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の変更手続き及び I C カードの名義変更を行わずにした入札は無効とするので、代表者等を変更した場合は次のとおり対応すること。

ア 新しい I C カードが届くまでの間は、紙入札での対応となるので、必ず発注者へ連絡すること。

イ 直ちに建設業許可、入札参加資格に係る変更手続き及び I C カードの更新手続きを行うこと。

ウ 新しい I C カードが届いた場合は、必ず新しい I C カードに更新して入札すること。

(3) 複数の代表者等がいる場合の取扱い

代表者等が 2 名以上いる場合で、I C カードを複数所持している場合は、名簿に登録された代表者名義の I C カードにより入札すること。名簿に登録されていない方の代表者等の名義の I C カードにより行った入札は無効とする。

#### **4 設計図書等の配付**



(1) 掲載場所及び日時

入札に必要な設計図書等については、入札公告又は指名通知の日に、周南市入札情報公開システムに掲載する。

(2) 掲載の終了

開札日の前日以降（休日等を除く。）に掲載を終了する。

## 5 入札に関する質問

(1) 質問の方法及び受付期間

入札参加者は、設計図書等について疑義があるときは、入札公告又は入札情報に掲げる期間に限り、質問書を発注者へFAX送信により提出することができる。

(2) 回答の方法

入札公告又は入札情報に掲げる期間の初日の午前9時頃までに、周南市入札情報公開システムに掲載する。

(3) 掲載の終了

開札日の前日以降（休日等を除く。）に掲載を終了する。

## 6 入札の執行

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。



## 第2 指示事項

### 1 業務の実施

受注者は、~~建築関係建設コンサルタント業務の実施に当たっては、「公共建築設計業務委託共通仕様書（——年版）」とし、土木関係建設コンサルタント業務の実施に当たっては、~~公告日又は指名通知日における最新の「山口県業務委託共通仕様書」によること。

山口県業務委託共通仕様書は、山口県技術管理課ホームページを参照のこと。

### 2 業務の仕様

当該業務委託の条件、仕様及び特記事項は、業務委託条件書、設計書及び特記仕様書のとおりとする。

### 3 法令の遵守

受注者は、委託業務の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。

### 4 産業廃棄物

業務委託条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量1トンあたり1,000円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

### 5 テクリスの登録

土木関係建設コンサルタント業務委託の受注者は、請負代金額100万円以上の測量及び調査設計業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「通知書」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提示すること。

なお、提示の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内とする。
- (3) 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者、照査技術者のいずれかに変更があった場合は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に変更データを提示すること。

### ~~6 PUBDISの登録~~

~~建築関係建設コンサルタント業務委託の受注者は、請負代金額100万円以上の場合、業務完了後15日（ただし、土曜日、日曜日、祝日等は除く。）以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、監督職員に確認を受けること。~~

### 7 暴力団等の排除

- (1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び業務妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出るこ



と。なお、報告を怠り、後で判明した場合は、不誠実な行為による指名停止を検討する。

- (2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に委託期間延長等の請求を行うこと。

## 8 労働環境改善（ウイークリースタンス）の実施

受発注者の労働環境の改善を図るため、受発注者協働により「ウイークリースタンス」を実施すること。  
なお、実施内容及び実施方法については、周南市財政部契約監理課ホームページを参照のこと。

## 9 猛暑対策

夏季作業（５～９月）の予定がある場合、受注者は、契約後速やかに猛暑対策として以下(1)～(3)の措置を講じるか否かについて、発注者と協議を行うこと。

### (1) 熱中症対策に係る費用の計上

エアコンや大型扇風機の設置など、現場の施設や設備に関するものについて実施する。費用については、見積により諸経費に積み上げ計上する。

### (2) 作業時間の変更

気温が高い時間帯を避けるため、社会的影響のない範囲内で作業時間を変更する。

作業時間の変更に当たり、関係機関や地元等との調整が必要となる場合は、受発注者が連携して対応すること。

（例：通常８時～１７時の作業時間を６時～１５時、または深夜時間帯（２２時～５時）に変更、通常８時間の作業を６時間に短縮するなど）

### (3) 委託期間の変更

猛暑により計画どおり作業できないことが想定される場合は、委託期間を延伸する。



## 設計業務条件書

| 細別               | 条件等                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | この業務に該当する条件は、□にチェックが付された事項及び記述で示された事項である。<br>なお、この項目にないものについては、特記仕様書等による。                                                                                                                                              |
| 工程及び条件           | <input type="checkbox"/> 関連する別途業務<br>他業務名 ( )<br>発注者 ( )<br>他業務概要 ( )<br>影響内容 ( )<br>開始、完了時期 ( )<br>備考 ( )                                                                                                             |
|                  | <input type="checkbox"/> 関係機関および地元との協議により未成立のもの<br>関係機関等 ( )<br>制約を受ける内容 ( )<br>協議内容 ( )<br>成立見込み時期 ( )<br>備考 ( )                                                                                                      |
|                  | <input type="checkbox"/> 関係機関および地元との協議により付された条件<br>関係機関等 ( )<br>影響項目 ( )<br>影響範囲 ( )<br>影響内容 ( )<br>影響期間、時期 ( )<br>備考 ( )                                                                                              |
| 打合せ              | <input checked="" type="checkbox"/> 打合せ回数<br>回数 ( 3 回)<br><input checked="" type="checkbox"/> 初回<br><input checked="" type="checkbox"/> 中間 ( 1 回)<br>打合せ時期 ( )<br><input checked="" type="checkbox"/> 成果品納入時<br>備考 ( ) |
| 他機関等との協議<br>資料作成 | <input type="checkbox"/> 協議資料作成<br>協議する他機関(他部署) ( )<br>協議予定時期 ( )<br>協議資料提出時期 ( )<br>協議内容 ( )<br>備考 ( )                                                                                                                |
| 部分引渡し            | <input type="checkbox"/> 成果品の部分引渡し<br>引渡し時期 ( )<br>指定部分 ( )<br>備考 ( )                                                                                                                                                  |
| 資料の貸与            | <input checked="" type="checkbox"/> 別途業務で作成済(作成中)の資料の貸与<br>業務名 ( H25～26 周南市道路照明点検業務委託 )<br>貸与時期 ( )<br>貸与資料 ( 道路照明台帳、点検記録表(調書) )<br>備考 ( )                                                                             |
| その他              | <input type="checkbox"/> 特許権等の使用<br>名称 ( )                                                                                                                                                                             |



# **周南市道路照明施設点検業務委託 特記仕様書**

## **1 業務名**

周南市道路照明施設点検業務委託

## **2 業務期間**

着手の日から 120 日間

## **3 業務場所**

周南市内

## **4 業務内容**

### **(1) 業務目的**

本業務は、周南市管理の道路照明施設の一斉点検を行い、施設の詳細な点検及び損傷度判定により必要な対策を行うことで道路利用者の安全を確保するとともに、今後の維持管理を効率的に実施することを目的とする。

### **(2) 適用範囲**

本特記仕様書は、周南市が管理する「道路照明」について、「山口県業務委託共通仕様書」、「附属物（標識、照明施設等）の点検要領（案）」（以下、国の点検要領（案））及び「山口県における総点検実施要領（案）」（以下、県の点検要領（案））に基づき実施する点検に適用する。

### **(3) 点検**

- ・本業務を実施する者は、道路照明施設に関して十分な知識と実務経験を有するものとし、過年度の点検結果や経年変化の状況を踏まえながら点検を実施、調書を作成するとともに、既往のデータの補完・更新を行う。
- ・道路照明施設支柱の路面境界部については、鋼製埋設支柱路面境界部腐食調査装置「キズミー 1」相当品で非破壊点検を行う。その際に、異常が見られた場合は、床掘を行い、腐食状況を直接確認することとする。この際の工事費用については、契約変更対象とする。
- ・路面境界部の腐食等により緊急対応が必要と判断される場合は、直ちに監督職員に報告するものとする。
- ・道路照明点検後に点検済みシールの貼付けを行うこと。シールについては、道路課で用意するため、打合わせ協議の際に受け渡しを行う。

### **(4) 成果品**

- ・成果品は、監督員との打合せ協議を踏まえ、わかりやすく作成すること。

提出物：報告書、概要書 A4 版（対象物件毎） 1 部

電子データ（CD-R 等、各種原稿データを含むこと） 1 部

- ・点検調書は pdf 形式で街路灯番号ごとにまとめて納品する。



土木工事に係る設計・調査等業務委託における  
管理技術者及び照査技術者等の配置要件

別紙 1

| 業務の種類                                       | 管理技術者  | 照査技術者                        |
|---------------------------------------------|--------|------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/><br>設計業務 | 配置すること | 業務中に照査が含まれる場合、<br>照査技術者を配置する |
| <input type="checkbox"/><br>測量業務            | 配置すること | 業務中に照査が含まれる場合、<br>照査技術者を配置する |
| <input type="checkbox"/><br>地質・土質調査業務       | 配置すること | 業務中に照査が含まれる場合、<br>照査技術者を配置する |
| <input type="checkbox"/><br>用地調査等業務         | 配置すること | 配置しない                        |
| <input type="checkbox"/><br>積算業務            | 配置すること | 配置しない                        |
| <input type="checkbox"/><br>工事監督支援業務        | 配置すること | 配置しない                        |



土木工事に係る設計・調査等業務委託における  
管理技術者及び照査技術者等の資格要件

○ 設計業務（点検：道路照明）

| 技術者の<br>配置 | 管理技術者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 照査技術者 | 担当技術者                                                                                            |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 配置する                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |       | 配置する                                                                                             |
| 資 格 要 件    | <p>技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第2条に規定する技術士[総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門]、国土交通省登録技術者資格[資格が対象とする区分(施設分野等－業務)は特記仕様書による]、一般社団法人建設コンサルタンツ協会が付与するシビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)<sup>注1</sup>[業務に該当する専門技術部門]、建設コンサルタント登録規程に基づく技術管理者[業務に該当する登録部門]、土木学会認定技術者資格制度に基づく土木学会認定技術者[業務に該当する資格分野]<sup>注1</sup>の資格保有者又は「これと同等の能力と経験を有する者」<sup>注2</sup></p> <p>ただし、業務委託金額が 100万円未満の場合は、資格を問わない。<br/>(発注者が指定した重要構造物設計業務等は除く)</p> <p>注1) 特記仕様書で国土交通省登録技術者資格として指定する分野を除く</p> <p>注2) 「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、過去10年に完成した委託料の額が100万円以上の同種又は類似業務において、管理技術者として従事した実務経験(1件以上)を有する者</p> |       | <p>・ 管理技術者と同等の資格を有する者</p> <p>・ 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿において、施設分野が「小規模附属物」の点検業務に関する資格</p> |

※ 本業務で求める管理技術者の資格

- ・技術士の部門： 建設 部門  
(技術士の総合技術監理部門については、上記部門に該当する選択科目とする。)
- ・RCCMの専門技術部門： 鋼構造及びコンクリート 部門
- ・国土交通省登録技術資格： 別紙 3 による
- ・技術管理者の登録部門： 土木機械設備 診断 RCCM(機械) 部門
- ・土木学会認定技術者①：                                 分野
- ・土木学会認定技術者②：                                 分野
  - ①: 特別上級技術者、上級技術者(コース A)、1級技術者(コース A)
  - ②: 上級技術者(コース B)、1級技術者(コース B)



国土交通省登録技術者資格  
(管理技術者、照査技術者)

別紙3－1

(令和8年4月1日以降適用)

| 番号 | 業 務         | 資格が対象とする区分※1 |    |               | 資格の名称    | 資格付与事業又は事業を行う者の名称 | 登録時期※3 | 登録番号 |
|----|-------------|--------------|----|---------------|----------|-------------------|--------|------|
|    |             | 施設分野         | 業務 | 知識・技術を求める者 ※2 |          |                   |        |      |
| 13 | (一)点検・診断等業務 | 土木機械設備       | 診断 | 管理技術者         | RCCM(機械) | (一社)建設コンサルタント協会   | 第2回    | 第51号 |

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格の一覧です。

- ※1: 資格が対象とする区分
- : 別表に掲げる施設分野等、業務及び知識・技術を求める者の区分
- ※2: 知識・技術を求める者
- : 配置可能な技術者(公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いもの)
- ※3: 登録時期
- : (第1回)平成27年1月26日登録、(第2回)平成28年2月24日登録、(第3回)平成29年2月24日登録  
(第4回)平成30年2月27日登録、(第5回)平成31年1月31日登録、(第6回)令和2年2月5日登録、(第7回)令和3年2月10日登録  
(第8回)令和4年2月22日登録、(第9回)令和5年2月13日登録、(第10回)令和6年2月15日登録、(第11回)令和7年2月14日登録  
(第12回)令和8年2月27日登録



国土交通省登録技術者資格  
(担当技術者)

別紙3-2

(令和8年4月1日以降適用)

| 番号  | 業 務         | 資格が対象とする区分※1 |    |               | 資格の名称               | 資格付与事業又は事務を行う者の名称 | 登録時期※3 | 登録番号  |
|-----|-------------|--------------|----|---------------|---------------------|-------------------|--------|-------|
|     |             | 施設分野         | 業務 | 知識・技術を求める者 ※2 |                     |                   |        |       |
| 138 | (一)点検・診断等業務 | 小規模附属物       | 点検 | 担当技術者         | インフラ調査士 付帯施設        | (一社)日本非破壊検査工業会    | 第6回    | 第238号 |
| 139 | (一)点検・診断等業務 | 小規模附属物       | 点検 | 担当技術者         | 主任点検診断士             | (一財)阪神高速道路技術センター  | 第6回    | 第239号 |
| 140 | (一)点検・診断等業務 | 小規模附属物       | 点検 | 担当技術者         | 点検診断士               | (一財)阪神高速道路技術センター  | 第6回    | 第240号 |
| 141 | (一)点検・診断等業務 | 小規模附属物       | 点検 | 担当技術者         | RCCM(施工計画、施工設備及び積算) | (一社)建設コンサルタント協会   | 第6回    | 第241号 |
| 142 | (一)点検・診断等業務 | 小規模附属物       | 診断 | 担当技術者         | 主任点検診断士             | (一財)阪神高速道路技術センター  | 第6回    | 第242号 |
| 143 | (一)点検・診断等業務 | 小規模附属物       | 診断 | 担当技術者         | 点検診断士               | (一財)阪神高速道路技術センター  | 第6回    | 第243号 |
| 144 | (一)点検・診断等業務 | 小規模附属物       | 診断 | 担当技術者         | RCCM(施工計画、施工設備及び積算) | (一社)建設コンサルタント協会   | 第6回    | 第244号 |
| 180 | (一)点検・診断等業務 | 小規模附属物       | 点検 | 担当技術者         | 道路標識点検診断士           | (一社)全国道路標識・標示業協会  | 第6回    | 第287号 |
| 181 | (一)点検・診断等業務 | 小規模附属物       | 診断 | 担当技術者         | 道路標識点検診断士           | (一社)全国道路標識・標示業協会  | 第6回    | 第288号 |
| 246 | (一)点検・診断等業務 | 小規模附属物       | 点検 | 担当技術者         | 都市道路構造物点検技術者        | (一財)首都高速道路技術センター  | 第9回    | 第362号 |
| 247 | (一)点検・診断等業務 | 小規模附属物       | 診断 | 担当技術者         | 都市道路構造物点検技術者        | (一財)首都高速道路技術センター  | 第9回    | 第363号 |
| 259 | (一)点検・診断等業務 | 小規模附属物       | 点検 | 担当技術者         | 高速道路点検士(土木)         | (公財)高速道路調査会       | 第10回   | 第378号 |
| 260 | (一)点検・診断等業務 | 小規模附属物       | 点検 | 担当技術者         | 高速道路点検診断士(土木)       | (公財)高速道路調査会       | 第10回   | 第379号 |
| 261 | (一)点検・診断等業務 | 小規模附属物       | 点検 | 担当技術者         | 高速道路点検士(施設)         | (公財)高速道路調査会       | 第10回   | 第380号 |
| 262 | (一)点検・診断等業務 | 小規模附属物       | 点検 | 担当技術者         | 高速道路点検診断士(施設)       | (公財)高速道路調査会       | 第10回   | 第381号 |
| 263 | (一)点検・診断等業務 | 小規模附属物       | 診断 | 担当技術者         | 高速道路点検診断士(土木)       | (公財)高速道路調査会       | 第10回   | 第382号 |
| 264 | (一)点検・診断等業務 | 小規模附属物       | 診断 | 担当技術者         | 高速道路点検診断士(施設)       | (公財)高速道路調査会       | 第10回   | 第383号 |
| 279 | (一)点検・診断等業務 | 小規模附属物       | 点検 | 担当技術者         | 都市道路点検士             | (一財)首都高速道路技術センター  | 第12回   | 第413号 |

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格の一覧です。

- ※1: 資格が対象とする区分 : 別表に掲げる施設分野等、業務及び知識・技術を求める者の区分
- ※2: 知識・技術を求める者 : 配置可能な技術者(公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いもの)
- ※3: 登録時期 : (第1回)平成27年1月26日登録、(第2回)平成28年2月24日登録、(第3回)平成29年2月24日登録  
(第4回)平成30年2月27日登録、(第5回)平成31年1月31日登録、(第6回)令和2年2月5日登録、(第7回)令和3年2月10日登録  
(第8回)令和4年2月22日登録、(第9回)令和5年2月13日登録、(第10回)令和6年2月15日登録、(第11回)令和7年2月14日登録  
(第12回)令和8年2月27日登録